

見守り  
新鮮情報

# 不安をあおって契約させる 給湯器の点検商法に注意



©Kurosaki Gen

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言わされたので話を聞いてしまった。

業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。

最近交換したばかりなので不審に思つたが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。

**高額**だし**不審**なのでこの契約をやめたい。  
(70歳代)

## ひとこと助言

その場ですぐに  
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第478号（2024年3月12日）発行：独立行政法人国民生活センター

しょうひせいかつかん そうだんまどくち  
消費生活に関する相談窓口

いわ た し し ょう ひ せい かつ  
磐田市消費生活センター

【相談受付】毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8:30～16:00

【場所】磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

【電話】消費者ホットライン 188(局番なし) 【FAX】0538-39-2262

磐田市イメージキャラクター  
ひっぺい





# 学生に広がる投資やもうけ話に注意

## 事例

友人に「会わせたい人がいる」と誘われ、喫茶店で会うことになった。同席した男性から、投資について説明を受け、その学習教材が入ったUSBメモリの購入を勧められた。代金は約60万円で、購入するかどうか答える前に消費者金融で借金して支払うことを勧められた。断り切れずに、その場でウェブ上で借り入れの手続きを行い支払った。さらに友だちを勧誘して

契約させると紹介料として5万円

もらえると聞いたが、自分には投資も勧誘もできないと思うので、クーリング・オフしたい。

(当事者:学生)



## ひとことアドバイス

- 入学を機に始まった新生活で交友範囲が広がる中で、友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、投資やもうけ話を持ち掛けられることがあります。これらの勧誘の特徴として、誰かを勧誘すれば報酬がもらえるマルチ取引(連鎖販売取引)に該当するものもあります。
- お金がないと言うと、消費者金融などで借錢して支払うよう言われることもあります。借錢してまでの契約は絶対にしないでください。
- 友人・知人を勧誘することで人間関係が破たんしたり、金銭トラブルが生じたりすることもあります。断りにくい状況でもはっきりと断りましょう。
- 要件を満たせば、クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

